

舞鶴市
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
利用の手引き



舞鶴市

◆はじめに

舞鶴市では、第7次舞鶴市総合計画後期実行計画において、「一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり」として、「多様性を認め合い、自分らしく暮らせる取組みの推進」を掲げています。性別や国籍、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らし、自分らしくかがやける社会の実現を目指し、多様性に対する理解と認識を広げる取組みの一環として、舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入します。

本制度は、法律婚とは異なり、法律上の効力(相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう市が応援する取組みであり、市民や事業者の理解が広がるよう啓発活動を推進するものです。

パートナーシップとは

戸籍上の性別が同一である2者が互いを人生のパートナーとして、日常の生活において協力し合うことを約束し、それを市が公に証明する制度

ファミリーシップとは

パートナーシップにある者が、その一方又は双方の子(養子を含む)及び親(養親及びその配偶者を含む)を含めて家族とすることを市が公に証明する制度

◆もくじ

- 1 対象となる人……P2
- 2 届出の流れ……P3～5
- 3 交付するもの……P5
- 4 よくある質問……P6～8

1 対象となる人

パートナーシップの場合

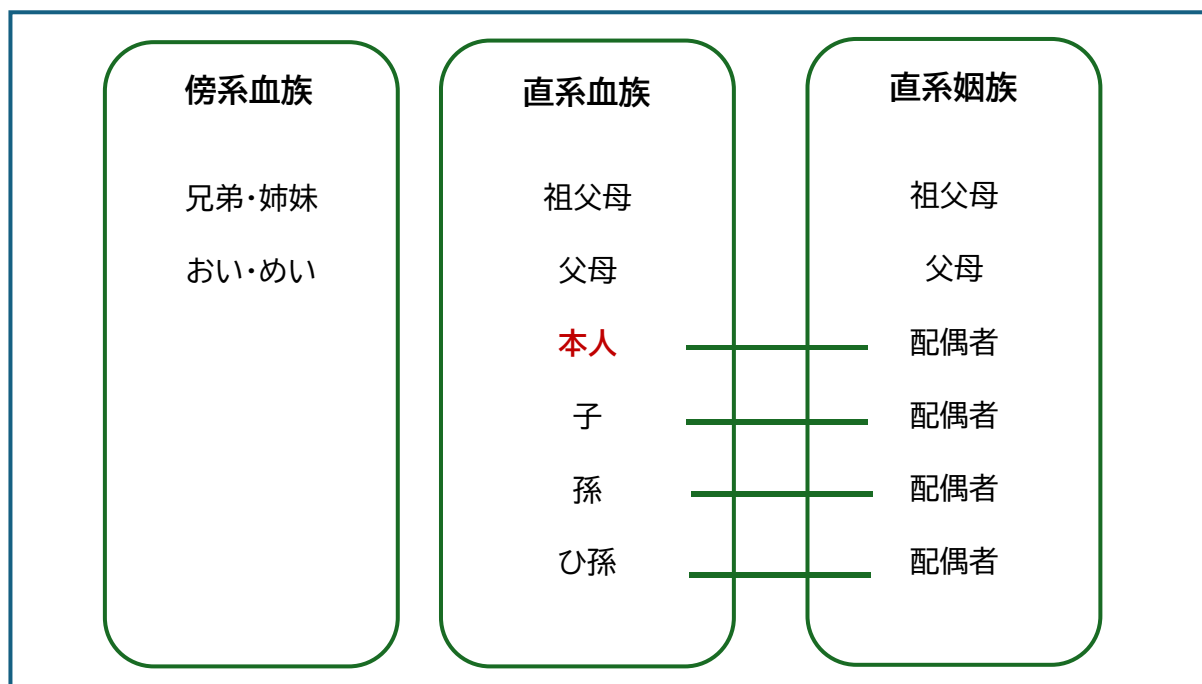
戸籍上の性別が同性のお二人が対象になります。

さらに、下記(1)～(5)の要件すべてを満たしている必要があります。

- (1)双方が成年であること
- (2)少なくともどちらか一方が、現に舞鶴市民であること
- (3)婚姻(事実婚を含む)をしていないこと
- (4)宣誓者以外の者とパートナーシップ関係がないこと
- (5)互いに民法で規定する婚姻できない関係(近親者など)でないこと

※具体的には、民法に定める直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族をさします。

※養子縁組によって宣誓の当事者同士が近親者になっている場合を除きます。



ファミリーシップの場合

- (1)パートナーシップ宣誓者の子又は親であること

2 手続きの流れ

以下の手順に従ってお手続きください。

(1)宣誓する日を予約する

- ・宣誓を希望する日から**10日前**(土・日曜日・祝日を除く)までに予約してください。
- ・予約方法は、**電話**または**オンライン**のいずれかでお手続きください。

予約連絡先:舞鶴市人権啓発推進課	
電 話	0773-66-1022 (平日の 8 時 30 分～17 時)
オンライン	https://ttzk.graffer.jp/city-maizuru/smart-apply/apply-procedure-alias/partner 

- ・宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。
- ・宣誓できる時間は、平日の9時から16時(12～13時を除く)です。
- ・本人確認等のため、お二人そろってお越しください。

(2)お二人で宣誓する(場所:人権啓発推進課)

- ・予約した日時に、必ず、お二人そろってお越しください。
- ・宣誓に必要な書類(4ページ参照)をご持参ください。
- ・宣誓内容や、提出いただいた書類に内容の不備がないか、宣誓の対象となる要件を備えているかを確認します。
- ・審査には1週間程度お時間をいただきます。万が一、書類に不備等があれば、さらに時間がかかりますので、証明書の交付日等にご希望がある場合は、余裕を持って届出を行ってください。

宣誓に必要な書類

・宣誓には、要件確認とご本人確認のため、以下の書類が必要です。

必要書類	提出枚数	備考
宣誓書	1組につき1枚	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号)
確認書	1組につき1枚	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する確認書(様式第2号)
住民票の写し	お一人につき1枚	・同一世帯の場合は1通で可
婚姻していないことが確認できる書類	お一人につき1枚	・独身証明書または戸籍抄本 ・外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書と、その日本語訳を添付
本人確認書類 (提示のみ)	右記のいずれか1点	・マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、その他官公署が発行した本人の顔写真が貼付されたもの
	右記のいずれか2点	・上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険証など
・通称名の併記を希望する方は、下記の書類をご用意ください		
通称名を日常的に使用していることがわかる書類	希望する方 お一人につき 右記のいずれか1点	・通称名を使用していることが客観的に分かる資料の写し (例) 勤務先・学校等が発行した本人確認証、診察券、通称名で届いている郵便物など
・ファミリーシップを宣誓する方は、下記の書類をご用意ください		
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する同意書	ファミリーシップ対象者お一人につき1枚	・ファミリーシップ対象者のうち、15歳以上の子又は親がいる場合に必要
宣誓者との関係がわかる書類		必要書類については申請者によって異なりますのでご相談ください

(3)宣誓証明書等の交付

・審査が完了しましたら、人権啓発推進課よりご連絡いたします。

その際に、希望する交付方法(窓口に来庁／郵送)及び日時をお伝えください。

・窓口で交付する場合は、本人確認書類をご提示ください。

3 交付するもの

- ・宣誓証明書(A4サイズ)……………お二人に1通
- ・宣誓証明カード(免許証サイズ)……………お一人に1枚ずつ交付
- ・宣誓書及び宣誓に関する確認書の写し…お二人に1通

◆パートナーシップを宣誓された場合

(宣誓証明書)

様式第4号(第6条関係)

登録番号 第 号
年 月 日

舞鶴市パートナーシップ宣誓証明書

様 様

宣誓日 年 月 日

ここに二人が、舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

これからの人生を互いに支え合い歩まれるお二人の御多幸を祈念いたします。

舞鶴市長 印

(宣誓証明カード)

様式第6号(第6条関係)

(表面)

舞鶴市パートナーシップ宣誓証明カード

登録番号 第 号

様 様

宣誓日 年 月 日

舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日
舞鶴市長 印

(裏面)

証明カードの提示を受けられた方へ

舞鶴市では、全ての市民が多様な性のあり方を理解し、一人一人の人権が尊重され、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を図るため、舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施しています。

本制度は、法的効力を生じさせるものではありませんが、本制度の趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。

備考(表面に通称名を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載します。)

◆パートナーシップ・ファミリーシップを宣誓された場合

(宣誓証明書)

様式第5号(第6条関係)

登録番号 第 号
年 月 日

舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

様 様

ファミリーシップ対象者 ファミリーシップ対象者

様 様
様 様
様 様

宣誓日 年 月 日

ここにお二人が、舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。
これからの人生を互いに支え合い歩まれるお二人の御多幸を祈念いたします。

舞鶴市長 印

(宣誓証明カード)

様式第7号(第6条関係)

(表面)

舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード

登録番号 第 号

様 様

宣誓日 年 月 日

舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日
舞鶴市長 印

(裏面)

証明カードの提示を受けられた方へ

舞鶴市では、全ての市民が多様な性のあり方を理解し、一人一人の人権が尊重され、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を図るため、舞鶴市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施しています。

本制度は、法的効力を生じさせるものではありませんが、本制度の趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。

ファミリーシップ対象者 様 様
ファミリーシップ対象者 様 様

備考(表面に通称名を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載します。)

4 よくある質問

Q1.同居していないと届出できませんか？

同居していなくても届出できます。

Q2.外国籍でも届出できますか？

外国籍の方でも届出できます。

必要な書類として、大使館等の公的な機関が発行する婚姻要件具備証明書など、
独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

Q3.海外で同性婚をしていますが、届出できますか？

これから届出をされるお二人が外国で同性婚をしている場合は、日本国内では婚姻が成立していませんので届出できます。

Q4.通称名の使用はできますか？

性別に対する違和感などで通称名を使用されている方には、通称名と戸籍上の氏名を併記することとしています。

通称名の使用を希望する場合は、下記のような日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類をご提出ください。

(例):勤務先や学校等が発行した本人確認証、診察券、通称名で届いている郵便物

Q5.提出書類の様式はどこで受け取れますか？

人権啓発推進課窓口またはホームページよりダウンロードいただけます。

Q6.宣誓証明書等は、届出を行ったその日に受け取れますか？

書類審査にお時間をいただきますので、交付には1週間程度かかります。

Q7.宣誓証明書等の有効期限はありますか？

有効期限はありません。

Q8.パートナーシップ宣誓書の内容に変更がありました。手続きは必要ですか？

届出時に提出した書類の内容(住所・氏名・通称名)に変更があったときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等記載事項変更届を記入の上、変更したことがわかる書類(住民票の写しや戸籍抄本)を添えて提出してください。

Q9.パートナーシップ宣誓証明書等を紛失しました。再発行できますか？

宣誓証明書等の紛失のほか、破損・改姓改名・通称名の変更により再発行を希望する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書を記入して届出してください。本人確認や内容を審査し、再発行します。

Q10.舞鶴市外に転出することになりました。手続きは必要ですか？

お二人が市外に転出される場合は、手続きが必要です。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届を記入の上、宣誓証明書等を返還してください。

その他にも、下記のいずれかに該当するときは、同様の手続きが必要となります。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者が死亡したとき。
- (3) その他対象者の要件に該当しなくなったとき。

連携自治体(※)へ転出し、パートナーシップ宣誓の継続を希望する場合は、宣誓証明書等の返還は不要です。

(※)連携自治体とは…

舞鶴市では、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入しています。

本連携により、連携自治体間では、転居する場合に必要な手続きが簡素化され、転出する自治体への宣誓証明書等の返還、転入した自治体での独身証明書等の提出が不要となります。

ただし、制度の内容は自治体によって異なるため、継続申告の対象となるかについては、転入する自治体へご確認ください。

Q11. 宣誓証明書等の発行は無料ですか？

宣誓証明書等の発行は無料ですが、住民票の写し等の必要書類発行にかかる費用は自己負担となります。

その他、ご不明な点がありましたら人権啓発推進課までお問い合わせください。

舞鶴市役所 市民環境部 人権啓発推進課

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

電話:0773-66-1022 E-Mail:jinken@city.maizuru.lg.jp